

平成26年第2回定例会 一般質問

〔14番戸田久和君登壇〕

○14番（戸田 久和君） 14番無所属・革命21の戸田です。

項目1、市の反ザイトク先進施策をおとしめた法務役人の責任について。

反ザイトク先進施策を2月の公開研修で語り、4月9日の毎日新聞で大きく報道された門真市が、4月14日にザイトク川東主催でルミエールホールでの5・11朝鮮人差別宣伝集会、すなわち朝鮮人はくそを食う文化の民族だから、朝鮮人の子どもにくそを食わせようなどのおぞましい差別、侮辱の集会に使用許可を出してしまい、すったもんだの末にやっと5月2日に使用許可を取り消してしまうという、実にみっともない、かつ在日コリアンや門真市民の尊厳を傷つけてしまう事件が起きました。

このおぞましい集会の宣伝はネットで拡散され、ザイトク側のホームページに門真市ルミエールホールの名前とともに今も消えずに残っています。

また、4月24日の参議院法務委員会で民主党の有田議員の質問にも取り上げられ、ザイトクの差別扇動集会に使用許可を出した最低の門真市と、昨年、ザイトク側の使用を拒否した立派な山形市が対比させられました。

今は、許可取り消しの過程を経て、雨降って地固まるとなるとひと安心ですが、この事件は痛苦的反省をもって検証しなければなりません。そういう観点からこの質問を行います。

1、事件当初から私は市や市教委の各部署にメールを送り、教委や副市長、人権女性政策課などに面談して、許可取り消しの理論的説得や戦術提起、状況分析、対策協議などを行っており、こんなおぞましい集会は、すぐに許可取り消しされるものと思っていた。

しかし、10日間たってもそうならないために、4月下旬に狩俣法務監察課長、阿部課長補佐、森本総務部長らに面談調査したところ、何と憲法の表現・言論の自由のため、公共施設での集会の自由を保障しないといけない、だからザイトクの集会であっても禁止することができない、大阪府などに問い合わせてもそのような回答だし、顧問弁護士もそう判断している、というとんでもない考えを持って庁内で対応していたことがわかった。

門真市が反ザイトク先進施策を実践しているからこそ、私が主催した2・21門真市の反ザイトク先進施策研修会に対して市の名前を出して全面協力したのに、彼らはそれとの整合性を何ら考えなかった。

また、2013年3月議会で私が住民の安全と尊厳を守る行政責務という概念を

確立して質疑、質問を重ねて以降、門真市もまた住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務であるという理念に立って、反ザイトク・反ヘイトの施策を進めてきたのだから、法務役人はそれをどう具現化するかという観点で法務対策を考えなければならないはずだ。しかし、彼らはそうするどころか、そのために不可欠なヘイトスピーチ勢力対策と法規制、法解釈についての情報収集も学習も全くしていなかった。

また、門真市の顧問弁護士の人権意識がただでさえ低いのに、弁護士に対して門真市の反ザイトク施策についての諸資料を全く渡さず、そういう資料を渡しておく必要があるという考えすら浮かばなかった。

さらに、ヘイトクライム対策以前の行政処分の変更に関しての手續、対抗措置への対抗等、法務役人として当然知っておくべきこと、調べておくべきことを何もしていなかった。もしもザイトクが使用申請を出したらどうなるかというケーススタディを何もしていなかっただけでなく、それが現実化しても、なお機敏に調査せず、庁内意思決定を長引かせる原因をつくった。

法務監察課及びそれを統括する総務部長は、反ザイトク問題での議会答弁の蓄積を無視したも同然のこうした思考や姿勢、不勉強や怠慢、それによって差別宣伝への加担を長引かせ、国会質問で門真市が不名誉を強いられたことに対して、明確に謝罪と反省の意思を示せ。

2、住民の安全と尊厳を守る行政責務という理念が、門真市の人権行政の土台であることを改めて明言せよ。

3、5・2許可取り消し通知には、門真市教育委員会の考え方についてという文書も添えられており、これは非常にすぐれた見解文書だが、市も全く同じ考えに立つことになったはずなので、それを全文読み上げた上で、特徴やポイントを述べたい。

4、ザイトク・ヘイト対策について、今度はぶれない、研さんを重ねて全職員のレベルを向上させるという決意で庁内での模索が続けられたようだが、その具体はどうか。改善策の一つとして、7月25日に全部署の職員を対象にした職員研修が企画されたと聞かすが、その具体を詳しく説明されたい。

5、法務監察課は、各所管分野での法律判断や訴訟対策判断は原課の専門的知見に立った自主的判断によるべきで、自分らはアドバイスしているだけと考える一方、各原課のほうは、法務監察課の解釈や指摘には逆らえないと考えがちだという意識のずれがあります。議員や市民から見れば、それらは責任の逃れ合いでしかないが、法務監察課側は自分らが他の部署からそのように思われている現実を認識して、原課側の誤解を解いていかなければならない。この件について、総務部長の見解はど

うか。

○総務部長（森本 訓史君） 戸田議員御質問のうち、一部につきまして私から御答弁申し上げます。

市の反ザイトク先進施策をおとしめた法務役人の責任についてであります。

まず、過去の議会答弁の蓄積を無視したのも同然の思考や姿勢、やるべきことをやらない不勉強や怠慢等について、明確に謝罪と反省の意思を示せについてであります。門真市にヘイトスピーチに関する人権施策はないとの認識ではなく、条例等の審査を通じて法令違反がないかチェックする機関として、リスク面について既定の法令解釈や判例等に基づく指摘をいたしておりました。

しかしながら、新しい知見、市民目線に立った認識、行政手続の実務、過去の議会答弁の蓄積等に対する考察、研究不足から、市の方針等も含め大所から行政責任を果たすための法律論などさまざまな角度の助言に至らなかったことを謝罪し、今後は見識を広めるべく努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の安全と尊厳を守ることが行政の責務という理念が門真市の人権施策の土台であることについてであります。先般の6月16日、文教常任委員会において答弁しておりますとおり、市民の安全と尊厳を守ることが行政の責務ということが、本市の人権施策の理念であり、市の見解と理解をいたしております。

次に、5月2日の許可取り消し通知の教育委員会の考え方及びそのポイントについてであります。それでは門真市教育委員会の考え方についてを申し述べます。

本市教育委員会としましては、門真市民文化会館が多くの人に利用される施設であるため、本利用許可に反対の立場をとる者の妨害行為等により他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するとともに、いかなる団体であれ、人権、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、みずから選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されないという姿勢に立ち、多くの子どもたちも利用する文化・教育の拠点である施設として、受け入れるべきではないという考え方があります。

本施設の指定管理者にも、市民目線に立った総合的な判断のもと、教育委員会の考え方と軌を一にした対応を求めます。

この考え方のポイントといたしましては、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するのみならず、文化・教育の拠点施設であるからこそ、より差別行為は許

されないという姿勢を明確に示すとともに、市民目線に立った総合的な判断を行うことを明らかにしたところでございます。

次に、庁内での協議内容及び7月25日開催予定の職員研修会の具体的内容についてでございますが、5月9日に行った部局長連絡会において、生涯学習課から本件の経過や門真市教育委員会の考え方を説明したほか、人権女性政策課から「門真市における公共施設の使用許可等に関する考え方（暴力団排除以外）」という資料が示され、全庁的に情報を共有しました。

議員御指摘の職員研修につきましては、人権女性政策課が企画し、人事課が主催する人権特別研修として毎年度行っているもので、26年度は7月25日午後門真市保健福祉センターにて実施する予定であります。本研修は、ヘイトスピーチ問題に関係の深い部局の職員を中心として全職員を対象に、ヘイトスピーチにどう向き合うかをテーマとし、東京造形大学の前田朗教授に講師を依頼しております。

次に、法務監察課や顧問弁護士と各部署との関係に対する誤解についての見解についてでございますが、議員御指摘のように、所管課との認識のずれがあったことは否めないものの、顧問弁護士や法務監察課の法令解釈等をもとに、専門分野の知見や法令解釈等を踏まえて、所管課において政策決定がなされるべきであるとの認識であり、今後も、各課の専門的な知見に立った自主的な判断を基本として政策決定がなされるべきであると考えております。

〔14番戸田久和君登壇〕

○14番（戸田 久和君） 再質問の場をかりて、指摘と意見を述べます。

ザイトク問題については、非常に大きな前進がありました。特に前田朗先生を招いての職員研修は、非常に重要で画期的です。ちなみに、この7・25職員研修の翌日には、市役所裏手の文化会館1階ホールで同じく前田先生を招いて「ザイトクに公共施設を使わせない倫理と論理～7/26前田朗先生講演集会」を私が開催して、100人規模で行いますので、市民、議員の皆さんの参加を期待します。

今や門真市は、反ザイトクの先進市として全国からうらやまれる住みたいまち、人権都市門真に進んでいます。実はこれ、全会派議員の皆さんの無言の賛同があったおかげでここまで進んでくれたことにも感謝いたします。